

薬事法一部改正法案（危険ドラッグ禁止法案）イメージ

1 取締手続

① 指定薬物・危険薬物（指定薬物等）



- ① 指定薬物
- ② 危険薬物

指定薬物と同等以上に、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物であって、人が摂取するおそれがあるもの（指定薬物並びに大麻、覚醒剤、麻薬及び向精神薬並びにあへん及びけしがらを除く。）

② 中止命令

指定薬物・危険薬物の製造、販売等

中止命令

厚生労働大臣
都道府県知事

医療等の正当な用途は、
規制対象外

③ 罰則

中止命令後、引き続き、
指定薬物・危険薬物の製造、販売等

命令違反

罰則

3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
業として→5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

2 規制対象（「製造・販売等」の範囲）

製造・輸入業者

販売業者

末端の購入者



今回はより悪質性の高い「業者」への規制を念頭に置き、末端使用者の単純所持等は対象外とする。

3 指定薬物・危険薬物の依存症からの患者の回復に係る体制の整備 相談体制、専門的治療・リハビリ体制の充実

